



愛知労働局発表
平成28年4月1日（金）

【照会先】

愛知労働局 職業安定部 職業対策課
職業対策課長 榊原 晴親
あいち雇用助成室長 海光 勝徳
あいち雇用助成室長補佐 戸崎 伸治
電話：052（688）5758

報道関係者 各位

「多様な正社員制度」導入のための 相談支援窓口を開設

～愛知労働局では多様な正社員制度の導入等に関する
相談支援をワンストップで行います。～

少子高齢化による労働力人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環の動きを更に進めていくためには、雇用情勢が改善しているこのタイミングを捉え、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強く押し進めていくことが重要です。

こうしたことから、愛知労働局では「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」における取組みの一環として、「多様な正社員制度」の導入の促進及び非正規雇用労働者の正社員転換時に活用できる「キャリアアップ助成金」等の相談支援をワンストップで行う窓口を開設します。

ワンストップ窓口の概要

[名称]

多様な正社員制度相談支援窓口

[開設年月日]

平成28年4月1日（金）

[開設場所]

愛知労働局広小路庁舎 職業安定部職業対策課 あいち雇用助成室 内

電話 052-688-5758

[所在地]

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目3番1号

名古屋広小路ビルヂング 11階

[関係各課室の連携]

❖職業安定部職業対策課 あいち雇用助成室（予約及び連絡先）

・キャリアアップ助成金等、雇用関係助成金活用のための相談支援

❖雇用環境・均等部 指導課

・多様な正社員の「雇用管理上の留意事項」に関する相談支援

・「無期転換ルール」に関する相談支援

・多様な働き方、効率的な働き方を進めるための相談支援

（添付資料）「ワンストップ窓口周知用リーフレット」、「キャリアアップ助成金の実績（コース別）」

「キャリアアップ助成金（多様な正社員コース）活用事例」

今、人材の確保・育成のチャンス

多様な正社員制度の導入！
非正規社員の正社員等への転換！

愛知労働局ではこうした相談・支援を
「ワンストップ窓口」にて行っています。

職業安定部 職業対策課
あいち雇用助成室

ワンストップ

雇用環境・均等部
指導課

おもな相談支援の内容

- ① 「多様な正社員制度」の導入の促進、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換等の促進
- ② これらにつながる、国の助成金（キャリアアップ助成金 トライアル雇用奨励金等）の活用促進
- ③ 労働契約法に基づく無期転換ルールの周知 など

お申込み・お問い合わせ先



愛知労働局 あいち雇用助成室 雇用助成第一係

TEL 052-688-5758

FAX 052-688-5759

どうぞ、お気軽にご相談ください！！

キャリアアップ助成金の実績（コース別）について

【27年度 支給実績(平成27年4月～平成28年2月)】

	合計	正規雇用等転換コース	人材育成コース	処遇改善コース	健康管理コース	多様な正社員コース			パートの週所定労働時間 延長コース
						勤務地	職務	短時間	
件数	1,309	793	439	1	51	0	0	11	14
人数	2,275	1,282	960	1	-	0	0	12	20

※短時間正社員のうち
 有期⇒短時間 10人
 正規⇒短時間 1人
 短時間新規雇入 1人

【26年度 支給実績】

	合計	正規雇用等転換コース	人材育成コース	処遇改善コース	健康管理コース	短時間正社員コース	パートの週所定労働時間 延長コース
人数	785	387	390	1	-	4	3

※短時間正社員のうち
 有期⇒短時間 3人
 正規⇒短時間 1人

キャリアアップ助成金(多様な正社員コース)活用事例

医療業

A社 春日井市 常時雇用労働者数169名

短時間正社員就業規則を規定し、有期契約労働者から短時間正社員への転換(週30時間、時間給→月給)を2名行いました。

助成金制度の活用により、導入がスムーズにできたこと、また社員からの要望にも応えることができたので、労使ともに満足しております。

技術サービス業

B社 安城市 常時雇用労働者数11名

短時間正社員就業規則を規定し、短時間正社員(週30時間、月給)として1名を登用しました。

短時間正社員制度の導入は、女性が多い職場のため家庭との両立がしやすくなったり、当社は設計事務所という観点から、短時間勤務で実務をこなしながら資格取得を目指すという職場環境の整備の点でも、この助成金に助けられました。

美容業

C社 岡崎市 常時雇用労働者数5名

就業規則を規定し、その後1名を短時間正社員(1日6時間勤務、月給)として採用しました。

零細の事業所ですが、このような助成金制度があったため、ありがたく活用させていただき、社員の処遇を決めることができたことはとても良かったです。

労働者派遣業

D社 名古屋市 常時雇用労働者数12名

短時間正社員転換制度を就業規則に規定し、有期契約労働者から短時間正社員として2名転換しました。

もともとは、有期契約労働者として1日6時間労働で週3日勤務でしたが、転換後は1日7時間半労働で週4日勤務になり、給与も時間給から月給にしました。

通常の正社員までは至りませんが、従来の労働時間及び勤務日数を増やしたことにより、同一部署の仲間の負担軽減にもつながっており、制度導入により全体のモチベーションもアップしたように思います。

社会福祉事業

E社 名古屋市 常時雇用労働者数150名

短時間正社員転換制度を就業規則に規定し、1名を、パート社員から短時間正社員(週30時間→35時間、時間給→月給)として転換しました。

転換時の本人は66歳という高年齢でしたが、労働意欲が高く、仕事も確実にこなす人材であったことから、本人の意向も確認し短時間正社員として登用することとなりました。

他の正社員の模範となる仕事ぶりには誰もが一目を置き、上司・同僚・部下からも慕われる存在で、年齢に関係なく仕事ができる土壌が出来つつあります。

そのような点から、助成金は非常にありがたい制度でした。